従七位に叙する（以上八月五日）
（東北大学名誉教授）
伊藤　惟雄
（北海道教育大学名誉教授）
鎌田　博夫
正四位に叙する（各通）
中田　秀彦
従四位に叙する
芹沢　正明　西岡　昭二
正六位に叙する（各通）
石井　新一条　満
久米　寛明　田中　万仁
靏田　政明　内藤　和雄
従六位に叙する（各通）
中野　郁夫
正七位に叙する（各通）
馬場　正雄
川崎　英美　花渕　喜市
従七位に叙する（各通）（以上八月六日）
大沼　文雄　本田　一好
畠山　義郎　加世田　直
東　泰秀　津田佳久弥
従五位に叙する（各通）
山口　治男
今井　昭男　大野　武士
鳥畑　一成　花水　章
正六位に叙する（各通）
野坂　肇
斉藤　隆雄　佐藤　直己
中村　貞夫　薬師寺眞人
八頭司討平　吉田　義晃
従六位に叙する（各通）
馬殿　俊二
伊藤　速夫　大西　晃
木内　省吉　田中　史郎
（愛知県警部）
正七位に叙する（各通）
河嶋　輝康
戸花　惇　森本　成人
龍田　弘美　谷田川　茂
上條海八郎
樋口　秀雄
今岡　陽吉
黒川　孝男
宮田　敬助
向高　福吉
鳥山　國士
波多野義彦
蟹谷　照信
北川　洋一
従七位に叙する（以上八月七日）
正六位に叙する（八月八日）
正四位に叙する（八月九日）
正七位
従七位に叙する（八月十日）
従四位に叙する
正五位に叙する
従六位に叙する
従七位に叙する（以上八月十一日）

○叙勲

（北斗市議会議員）　児玉　忠一
鈴木　勲
旭日双光章を授ける（各通）（八月五日）
岡　孝次　小島　正和
近添　幸有　水尾　昭敏
旭日単光章を授ける（各通）（八月六日）
高橋　盛司　平野　三夫　福盛田　馨
旭日単光章を授ける（各通）（八月七日）
磯部昭次郎　合田　宏平　佐藤　正親
佃　尚　長峯　芳哉　原　芳人
瑞宝双光章を授ける（各通）
横山　八郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月五日）
兒嶋　八郎　本間　郁夫
（北海道教育大学名誉教授）　中田　秀彦
瑞宝中綬章を授ける
川崎　英美　久米　寛明
川上　孝二　田中　万仁　津田佳久弥
芹沢　正明　中野　郁夫　西岡　昭二　馬殿　俊二
瑞宝双光章を授ける（各通）
一条　満　本間　武　山口　治男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月六日）
東　泰秀
瑞宝小綬章を授ける
今岡　陽吉　大西　晃
上條海八郎　河嶋　輝康　大沼　文雄
田中　史郎　戸花　惇　佐藤　直己
谷田川　茂　吉田　義晃　花水　章
瑞宝双光章を授ける（各通）
斉藤　隆雄　佐藤　實
八頭司討平　吉野　穣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月七日）
黒川　孝男
瑞宝双光章を授ける（八月八日）
鍛治　一夫　安田　孝平
瑞宝双光章を授ける（各通）（八月九日）
向高　福吉
瑞宝単光章を授ける（八月十日）
北川　洋一
瑞宝単光章を授ける（八月十一日）
京嶋　一郎

○返上の請願

単光章
勲章返上の請願の件許可された
菊川　剛
褒章返上の請願の件許可された（以上八月二十七日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月六日午後七時十六分御出門、「日本地震学の基礎をつくった男『ジョン・ミルン』」展を御覧のため、国立科学博物館（台東区）へ行幸啓、同八時三十一分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、パキスタン国大統領マムヌーン・フセイン閣下の大統領就任につき、九月九日御祝電を発せられた。

官庁報告

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十五年八月三十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　成果の名称

（一）平成二十三年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十三年度都市部官民境界基本調査簿

（二）平成二十四年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十四年度都市部官民境界基本調査簿

二　前項（一）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　宮城県仙台市、**茨**城県大洗町、栄町、潮来市、北**茨**城市、千葉県千葉市、香取市、習志野市、愛知県名古屋市の一部

三　第一項（二）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　岩手県奥州市、宮古市、宮城県仙台市、**茨**城県鹿嶋市、北**茨**城市、土浦市、鉾田市、古河市、大子町、栃木県下野市、埼玉県越谷市、千葉県習志野市、流山市、東京都杉並区、神奈川県横浜市、横須賀市、伊勢原市、大和市、秦野市、松田町、富山県高岡市、長野県須坂市、岐阜県岐阜市、羽島市、静岡県静岡市、富士市、沼津市、熱海市、愛知県みよし市、半田市、三重県津市、桑名市、鈴鹿市、伊勢市、鳥羽市、明和町、玉城町、紀北町、滋賀県大津市、草津市、大阪府大阪市、堺市、豊中市、藤井寺市、河内長野市、高槻市、兵庫県芦屋市、徳島県徳島市、大分県津久見市の一部

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十五年八月三十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　成果の名称

平成二十四年度山村境界基本調査図及び平成二十四年度山村境界基本調査簿

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道北見市、岩手県盛岡市、奥州市、山形県山形市、福島県塙町、埼玉県小川町、東秩父村、新潟県魚沼市、富山県立山町、岐阜県高山市、関市、白川町、静岡県浜松市、三島市、鳥取県日南町、島根県出雲市、徳島県三好市、那賀町、愛媛県大洲市、高知県室戸市、熊本県八代市、大分県津久見市、宮崎県椎葉村、鹿児島県宇検村、十島村の一部

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十五年八月三十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　成果の名称

平成二十四年度補助基準点測量網図及び平成二十四年度補助基準点測量成果簿

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　北海道旭川市、山形県南陽市、群馬県館林市、千葉県栄町、大阪府富田林市、島根県浜田市、高知県高知市の一部